

津南町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等の発生と流行予測	新型インフルエンザ等対策行動計画作成の趣旨	新型インフルエンザ等対策の発生段階別の予想される状況と主な対策																													
<p>新型インフルエンザ等の脅威 1 新型インフルエンザ等とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに人から人に感染する能力を有する病原性の高いインフルエンザや、同様の危険性がある新感染症で国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるもの ・ほとんどの人が免疫を持っていないため、効率よく感染し、世界的な大流行(パンデミック)となる恐れがある <p>2 発生の危惧</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、膨大な健康被害が懸念される。</p> <p>流行予測 新型インフルエンザ発生時の流行規模は、国の行動計画では人口の25%が罹患し、流行が約8週間続くと仮定している。</p> <p>【津南町における被害想定】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>医療機関の受診患者数</td> <td>約1,100人～約2,200人</td> </tr> <tr> <td>入院患者数</td> <td>約 50人～約 180人</td> </tr> <tr> <td>1日あたり最大入院患者数</td> <td>約 10人～約 30人</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>約 15人～約 50人</td> </tr> </table> <p>〔米国疾病予防管理センター(CDC)モデルに基づく試算〕</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>社会・経済的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の休止(最大40%欠勤)、物資の不足、流通の停滞 → 経済活動の縮小 ○ 学校等の休校(休園)、集会の中止、外出の自粛、施設の使用制限 → 社会活動の縮小 ○ 食料品・生活必需品等や生活関連物資の不足 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>これまでの取り組みと今後の予定</p> <p>① 国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年12月 行動計画作成 ・平成25年 4月 特別措置法施行 ・平成25年 6月 新行動計画作成 <p>② 新潟県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年 1月 行動計画作成 ・平成25年 9月 新行動計画作成 <p>③ 津南町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年 3月 行動計画作成 </div>	医療機関の受診患者数	約1,100人～約2,200人	入院患者数	約 50人～約 180人	1日あたり最大入院患者数	約 10人～約 30人	死亡者数	約 15人～約 50人	<p>「町行動計画」作成の理由</p> <p>特措法の施行、国、県の新たな行動計画の作成を受け、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、「津南町新型インフルエンザ等対策行動計画(町行動計画)」を作成する。</p> <p>基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。 2 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする。 <p>作成に当たっての原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町行動計画は、県行動計画に基づくもの。 2 対策(特に緊急事態措置)は、県知事が市町村の対策の総合調整を行う。 <p>町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民へのワクチンの接種 ・ 要援護者への生活支援 ・ 国、県、近隣市町村と緊密に連携して対策を実施 等 <p>「町行動計画」のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理体制の整備 危機管理に迅速・的確に対応するため、未発生期は行動計画の策定、情報収集等を行う。海外発生期以降は対策本部[本部長:町長]を設置(任意)する。また、国が緊急事態を宣言した時は、特措法に基づく対策本部に移行する。このことにより全庁一体となって対策に取り組む。 ○発生段階 国の行動計画等に準じて、発生段階6段階に分類。(右表参照) ○対策の分類と内容 各発生段階における対策の基本項目を7項目に分類。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>対策の主要7項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施体制 発生前、発生後の町及び関係機関の体制等 2 サーベイランス・情報収集 発生状況の調査・監視、関係情報の収集、分析及び関係機関への還元等 3 情報提供・共有 情報提供手段の確保、発生時の町民への情報提供等 4 予防・まん延防止 感染拡大防止策の実施 5 予防接種 6 医療 医療体制の整備、発生時の医療の確保、医療関係者への要請等 7 町民生活・地域経済の安定 生活や経済へ与える影響を最小限とするための各機関の措置等 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発生段階</th> <th style="width: 40%;">予想される状況</th> <th style="width: 45%;">主な対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未発生期</td> <td>・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</td> <td>①行動計画の作成等 ②サーベイランス・情報収集 ③町民等への普及・啓発 ④ワクチン接種体制の構築 ⑤医療体制の検討 ⑥要援護者への生活支援等の検討</td> </tr> <tr> <td>海外発生期</td> <td>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</td> <td>①国の本部設置時に、町本部を(任意)設置 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への情報提供 ④相談窓口等の設置 ⑤特定接種の実施 ⑥要援護者への生活支援等の準備</td> </tr> <tr> <td>県内未発生期(国内発生早期)</td> <td>・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。</td> <td>①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への感染対策の要請 ④相談窓口等の充実・強化 ⑤外出自粛、施設使用制限 ⑥特定・住民接種の実施</td> </tr> <tr> <td>県内発生早期</td> <td>・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される</td> <td>①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への詳細な情報提供 ④町民等への感染対策の要請 ⑤相談窓口等の充実・強化 ⑥外出自粛、施設使用制限 ⑦特定・住民接種の実施 ⑧医療に関する対策への協力 ⑨要援護者への生活支援等の実施</td> </tr> <tr> <td>県内感染期</td> <td>・県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む ・国内では、国内感染期にある ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある</td> <td>①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②県等への事務代行、応援の要請 ③サーベイランス等 ④町民等への詳細な情報提供 ⑤町民等への感染対策の要請 ⑥相談窓口等の充実・強化 ⑦外出自粛、施設使用制限 ⑧特定・住民接種の実施 ⑨医療に関する対策への協力 ⑩要援護者への生活支援等の実施</td> </tr> <tr> <td>小康期</td> <td>・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況</td> <td>①国対策本部および県対策本部廃止時に、町本部を廃止 ②対策の評価、見直し等 ③サーベイランス等 ④体制の縮小、中止</td> </tr> </tbody> </table>	発生段階	予想される状況	主な対策	未発生期	・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況	①行動計画の作成等 ②サーベイランス・情報収集 ③町民等への普及・啓発 ④ワクチン接種体制の構築 ⑤医療体制の検討 ⑥要援護者への生活支援等の検討	海外発生期	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況	①国の本部設置時に、町本部を(任意)設置 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への情報提供 ④相談窓口等の設置 ⑤特定接種の実施 ⑥要援護者への生活支援等の準備	県内未発生期(国内発生早期)	・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。	①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への感染対策の要請 ④相談窓口等の充実・強化 ⑤外出自粛、施設使用制限 ⑥特定・住民接種の実施	県内発生早期	・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される	①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への詳細な情報提供 ④町民等への感染対策の要請 ⑤相談窓口等の充実・強化 ⑥外出自粛、施設使用制限 ⑦特定・住民接種の実施 ⑧医療に関する対策への協力 ⑨要援護者への生活支援等の実施	県内感染期	・県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む ・国内では、国内感染期にある ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある	①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②県等への事務代行、応援の要請 ③サーベイランス等 ④町民等への詳細な情報提供 ⑤町民等への感染対策の要請 ⑥相談窓口等の充実・強化 ⑦外出自粛、施設使用制限 ⑧特定・住民接種の実施 ⑨医療に関する対策への協力 ⑩要援護者への生活支援等の実施	小康期	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況	①国対策本部および県対策本部廃止時に、町本部を廃止 ②対策の評価、見直し等 ③サーベイランス等 ④体制の縮小、中止
医療機関の受診患者数	約1,100人～約2,200人																														
入院患者数	約 50人～約 180人																														
1日あたり最大入院患者数	約 10人～約 30人																														
死亡者数	約 15人～約 50人																														
発生段階	予想される状況	主な対策																													
未発生期	・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況	①行動計画の作成等 ②サーベイランス・情報収集 ③町民等への普及・啓発 ④ワクチン接種体制の構築 ⑤医療体制の検討 ⑥要援護者への生活支援等の検討																													
海外発生期	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況	①国の本部設置時に、町本部を(任意)設置 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への情報提供 ④相談窓口等の設置 ⑤特定接種の実施 ⑥要援護者への生活支援等の準備																													
県内未発生期(国内発生早期)	・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。	①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への感染対策の要請 ④相談窓口等の充実・強化 ⑤外出自粛、施設使用制限 ⑥特定・住民接種の実施																													
県内発生早期	・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される	①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②サーベイランス等の強化 ③町民等への詳細な情報提供 ④町民等への感染対策の要請 ⑤相談窓口等の充実・強化 ⑥外出自粛、施設使用制限 ⑦特定・住民接種の実施 ⑧医療に関する対策への協力 ⑨要援護者への生活支援等の実施																													
県内感染期	・県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む ・国内では、国内感染期にある ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある	①町本部の(任意)設置。緊急事態宣言時に本部(法定)移行 ②県等への事務代行、応援の要請 ③サーベイランス等 ④町民等への詳細な情報提供 ⑤町民等への感染対策の要請 ⑥相談窓口等の充実・強化 ⑦外出自粛、施設使用制限 ⑧特定・住民接種の実施 ⑨医療に関する対策への協力 ⑩要援護者への生活支援等の実施																													
小康期	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況	①国対策本部および県対策本部廃止時に、町本部を廃止 ②対策の評価、見直し等 ③サーベイランス等 ④体制の縮小、中止																													